



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年11月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、（仮称）ホームズ川崎店建設事業に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目1555番地 株式会社 島忠 代表取締役 山下 視希夫
	指定開発行為の名称	（仮称）ホームズ川崎店建設事業
	指定開発行為の種類	商業施設の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区中瀬三丁目20番1号 区域面積：28,158㎡
	指定開発行為の目的	複合商業施設の建設
	指定開発行為の内容	敷地面積：28,158㎡、 建築面積：18,832㎡ 延べ面積：69,734㎡、 構造：鉄骨造 建物階数（建物高さ）：地上5階（24.0m）
	事後調査の項目等	緑
	環境影響評価の 手続経過	平成18年10月16日 条例環境影響評価準備書公告 平成19年 4月19日 条例見解書公告 平成19年 7月31日 条例環境影響評価審査書公告 平成19年 9月21日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成24年11月22日（木）から 平成24年12月21日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦 覧 場 所	川崎区役所、大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成24年12月21日（金） （郵送の場合は、12月21日消印有効） 提出先：環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び縦覧図書の名称が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156